

大分県報

令和二年
号外（三六）
三月三十一日

（火曜日）

目次

監査公表	1
監査の結果に関する公表（定期監査）	1
監査の結果に関する公表（臨時監査）	16
監査の結果に関する監査意見の公表（年間監査結果報告）	16
監査の結果に関する公表（財援監査）	16

○監査公表

監査委員公表第651号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

大分県監査委員	首 藤 博 文
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	三 浦 正 臣
大分県監査委員	小 嶋 秀 行

第1 監査の概要

1 監査の対象

前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月までの財務に関する事務の執行。ただし、中津児童相談所及び消費生活・男女共同参画プラザは平成30年度における財務に関する事務の執行。

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和元年6月25日から令和2年2月6日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は、次表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	45
教育庁及び教育機関	68
警察本部	16
合計	129

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した129機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり24機関において、8件の指摘事項及び20件の注意事項があった。

その他の105機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項		監 査 結 果
監査対象機関 (知事部局・福祉保健部)	監 査 結 果	
南部保健所	収入事務について、釣銭資金整理簿を作成していなかったこと、また、処置票領収書の使用枚数、書損枚数、不用枚数などを確認していなかったことから行方不明のものが1枚あったことなど、不適正な現金出納事務が認められた。	大分県東部振興局 日出水利耕地事務所 (知事部局・福祉保健部)
日田教育事務所	臨時講師等に係る雇用保険被保険者資格取得・喪失届等について、過年度から当該文書を公共職業安定所へ提出するための起案文書が作成されておらず、公印規程等で定められた公印取扱主任者も当該事実を確認することなく公印の使用を承認していた事例が多数認められた。	中部保健所由布保健部 西部保健所 こども・女性相談 支援センター (知事部局・農林水産部)
玖珠美山高等学校	高等学校の水道使用量について、役場から「異常水量のお知らせ」の通知が毎月学校に届いていたにもかかわらず、早期に掘削調査等の適切な措置を講じなかった結果、水道使用料が対前年同期に比べ過大となっている事例が認められた。	農林水産研究指導 センター 農業研究 部果樹グループ 農林水産研究指導 センター 畜産研究 部 (教育庁及び教育機関)
中津北高等学校	学校環境整備委託業務について、学校私費会計取扱要領には「学校運営に関する経費で、学校共通の標準的な水準の維持に必要な経費は公費負担とする。」と定めているにもかかわらず、経費の一部を私費会計で負担することが常態化している事例が認められた。	別府教育事務所 大分教育事務所 高田高等学校 大分東高等学校
宇佐支援学校	スクールバス運行委託について、運行要領第4条に運転手等を選任したときは履歴書を学校長に提出するよう定められているにもかかわらず、履歴書の提出のない者がスクールバスを運転し物損事故を起している事例などが認められた。	修学旅行の旅費について、早朝出発にもかかわらず旅行雑費の加算が行われていない事例が認められた。 非常勤職員に係る通勤経路の認定について、最短距離であることのみをもって当該認定を行った結果、「最も経済的かつ合理的」な経路でないことが判明し、再認定による通勤費用弁償日額の追給を要する事例が認められた。
大分支援学校	現金出納事務について、現金の受入れの遅れや月を越しての収納など、現金にかかると不適正な取扱いが多数認められた。 給食施設に係る消耗品の購入について、平成30年度に発注していたにもかかわらず支出を次年度の子算で行っていたほか、支出負担行為を行わずに発注し納品を受けるなどの事例が認められた。 生産製作品の事務処理について、生産製作品調査・生産製作品出納簿が作成されていないなど、大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領に基づき手続が執られていない事例が認められた。	領収書冊子の保管について、平成27年度に交付した領収書冊子の繰越処理をしておらず、また、長年にわたり金庫以外の場所に放置し、出納員が適正に管理していなかった事例が認められた。 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
2 注意事項		修繕料の執行について、予定価格が10万円を超えているため見積り合わせを行うべきところ、行っていない事例が認められた。 特殊勤務手当について、支給対象となる日の修学旅行等引率指導の業務に対して、手当を支給していない事例が認められた。

芸術緑丘高等学校	短期留学の下見を兼ねた教員の海外現地視察について、予算の執行等について関係機関と十分に協議等を行っていなかったため、当該経費の一部を学校私費会計から支出していた事例が認められた。
由布高等学校	消火器の管理について、寄附の受入れや備品登録、棄却処理等の必要な手続が行われていない事例が認められた。
日田林工高等学校	演習林宿舍棟等の工事請負契約において、発注者として工期の変更を発議すべきところ、受注者からの工期延長変更請求によって変更契約を行うなどの事例が認められた。
玖珠美山高等学校	農業実習での加工品の生産について、原材料として購入した材料品の受払いを材料品出納簿に記載せず、また加工品の価格決定に当たり、生産製作品価格調書等を作成していない事例が認められた。
中津北高等学校	複数の部室の鍵の亡失について、大分県会計規則第21条の規定に基づき所属長は直ちに事故報告書に意見書を添えて知事に提出しなければならぬにもかかわらず、監査日現在においても当該物品の紛失について事故報告書が提出されていない事例が認められた。
別府支援学校	別府支援学校石垣原校倉庫解体工事について、基礎撤去工事の追加施工に当たり、原設計を変更し、変更後の設計価格、原契約の落札率等を元に請負金額変更の契約を締結すべきところ、同工事の請負者から提出された見積書の金額で同者と基礎撤去業務委託契約を締結していた事例が認められた。
竹田支援学校	特殊勤務手当について、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事した職員に対して、教育業務連絡指導手当を支給していない事例が認められた。
佐伯支援学校	特別支援学校実習会計事務について、大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領が策定され、当該要領等に基づき実習会計を処理することとなったにもかかわらず、平成30年度まで私費会計で処理していた事例などが認められた。
新生支援学校	消防設備保守点検等の長期継続契約について、「債務負担行為に基づく複数年度にわたる契約と異なり、歳出予算が保証されていないことから予算の減額等があった場合は契約を解除する」旨の特約条項に関する条文を当該契約書に定めていないほか、各月の支払金額等についても契約書に表記していない事例が認められた。
(警察本部)	
別府警察署	借用物品（パソコン）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。

3 監査の執行状況	
監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。	
監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局・総務部)	
総務事務センター	令和2年1月21日から1月24日まで、1月27日、1月29日から1月31日まで
大分県東部振興局日出水利耕地事務所	令和元年9月11日、10月1日
大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	令和元年9月13日、10月8日
大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	令和元年9月18日、10月9日
(知事部局・企画振興部)	
大分県東京事務所	令和元年10月4日
大分県大阪事務所	令和元年11月14日、11月15日
(知事部局・福祉保健部)	
東部保健所	令和元年9月5日、9月6日、10月1日
東部保健所国東保健部	令和元年9月11日、10月1日
中部保健所	令和元年9月18日、10月18日
中部保健所由布保健部	令和元年9月19日、10月18日
南部保健所	令和元年9月19日、10月18日
豊肥保健所	令和元年9月12日、9月13日、10月8日
西部保健所	令和元年10月3日、10月4日、10月29日
北部保健所	令和元年9月4日、9月5日、9月30日
北部保健所豊後高田保健部	令和元年9月6日、9月30日
二豊学園	令和元年9月30日、10月25日
こども・女性相談支援センター	令和元年9月24日、10月25日
中津児童相談所	令和元年9月6日、9月30日
こころからの相談支援センター	令和元年9月30日、10月25日
(知事部局・生活環境部)	

令和二年三月三十一日

大分県報号外（監査公表）

令和二年三月三十一日

大分県報号外（監査公表）

四

衛生環境研究センター	令和元年12月13日、令和2年1月8日	大分家畜保健衛生所	令和元年9月25日、10月23日
消費生活・男女共同参画プラザ	令和元年6月25日、10月23日	豊後大野家畜保健衛生所	令和元年9月12日、10月8日
動物愛護センター	令和元年12月13日、令和2年1月10日	玖珠家畜保健衛生所	令和元年10月11日、11月5日
食肉衛生検査所	令和元年12月11日	宇佐家畜保健衛生所	令和元年10月16日、11月12日
消防学校	令和元年11月25日、12月17日	(知事部局・土木建築部)	
(知事部局・商工観光労働部)		玉来ダム建設事務所	令和元年9月18日、10月9日
産業科学技術センター	令和元年12月12日、令和2年1月8日	(教育庁及び教育機関)	
大分県立工科短期大学校	令和元年10月30日、11月22日	中津教育事務所	令和元年9月4日、9月5日、9月30日
大分高等技術専門学校	令和元年11月21日、12月17日	別府教育事務所	令和元年9月24日、9月25日、12月10日
佐伯高等技術専門学校	令和元年11月6日、12月5日	大分教育事務所	令和元年9月24日から9月26日まで、10月23日
日田高等技術専門学校	令和元年10月10日	佐伯教育事務所	令和元年9月19日、9月20日、10月18日
竹工芸訓練センター	令和2年1月17日、2月6日	竹田教育事務所	令和元年9月12日、9月13日、10月9日
(知事部局・農林水産部)		日田教育事務所	令和元年10月4日、10月29日
農林水産研究指導センター	令和元年12月19日、12月20日、令和2年1月15日	教育センター	令和元年12月12日
農林水産研究指導センター 農業研究部	令和元年12月19日、12月20日、令和2年1月15日	くじゅうアグリ創生塾	令和元年10月29日
農林水産研究指導センター 農業研究部 水田農業グループ	令和元年10月16日、11月12日	大分県立図書館	令和元年12月5日、12月6日、12月23日
農林水産研究指導センター 農業研究部 果樹グループ	令和2年1月15日、2月4日	香々地青少年の家	令和元年10月24日
農林水産研究指導センター 農業研究部 花きグループ	令和2年1月15日、2月4日	九重青少年の家	令和元年9月30日、11月5日
農林水産研究指導センター 畜産研究部	令和元年10月30日、10月31日、11月20日	大分県立歴史博物館	令和元年10月17日、11月12日
農林水産研究指導センター 林業研究部	令和元年10月9日、10月31日	先哲史料館	令和元年12月5日、12月6日、12月23日
農林水産研究指導センター 水産研究部	令和元年11月6日、11月7日、12月5日	埋蔵文化財センター	令和元年11月22日、12月20日
農林水産研究指導センター 水産研究部 北部水産グループ	令和元年10月18日	高田高等学校	令和元年10月24日
大分県立農業大学校	令和元年12月17日、令和2年1月15日	国東高等学校	令和元年11月13日、11月14日、令和2年1月17日
		杵築高等学校	令和元年12月23日、令和2年1月17日
		日出総合高等学校	令和元年12月24日、令和2年1月22日
		別府鶴見丘高等学校	令和2年1月10日、1月30日

別府翔青高等学校	令和2年1月10日、1月30日	玖珠美山高等学校	令和元年10月11日
大分上野丘高等学校	令和元年12月11日	中津南高等学校	令和元年10月31日
大分舞鶴高等学校	令和元年12月4日	中津北高等学校	令和元年11月1日
大分工業高等学校	令和元年12月18日	中津東高等学校	令和元年10月30日、10月31日
大分商業高等学校	令和元年12月6日	宇佐産業科学高等学校	令和元年10月16日
大分西高等学校	令和元年11月29日	安心院高等学校	令和元年10月17日
大分雄城台高等学校	令和元年11月26日	宇佐高等学校	令和元年10月17日
大分南高等学校	令和元年11月20日	盲学校	令和元年12月13日、令和2年1月10日
大分豊府高等学校	令和元年12月11日	聾学校	令和元年12月12日、令和2年1月10日
大分鶴崎高等学校	令和元年11月25日	日出支援学校	令和元年9月26日
鶴崎工業高等学校	令和元年11月26日	宇佐支援学校	令和元年10月18日
大分東高等学校	令和元年11月25日	別府支援学校	令和2年1月15日、1月16日、2月6日
情報科学高等学校	令和元年11月26日	由布支援学校	令和元年11月13日、12月12日
芸術緑丘高等学校	令和元年11月29日	臼杵支援学校	令和2年1月9日
由布高等学校	令和元年11月15日、12月12日	竹田支援学校	令和元年10月25日
葵風館高等学校	令和元年11月29日、12月20日	佐伯支援学校	令和元年11月8日、11月26日
臼杵高等学校	令和2年1月8日、1月24日	日田支援学校	令和元年10月9日、10月29日
津久見高等学校	令和2年1月9日、1月24日	南石垣支援学校	令和2年1月16日、2月6日
海洋科学高等学校	令和2年1月8日、1月24日	新生支援学校	令和元年11月19日、12月17日
佐伯鶴城高等学校	令和元年11月13日、12月5日	大分支援学校	令和元年12月6日、12月23日
佐伯豊南高等学校	令和元年11月6日、11月26日	中津支援学校	令和元年11月1日
竹田高等学校	令和元年10月25日	大分豊府中学校	令和元年12月11日
三重総合高等学校	令和元年12月19日	(警察本部)	
久住高原農業高等学校	令和元年10月29日、11月20日	警察学校	令和元年12月10日
日田高等学校	令和元年10月9日、11月1日	大分中央警察署	令和元年12月4日、12月5日、12月23日
日田三隈高等学校	令和元年10月10日、11月1日	別府警察署	令和元年12月23日、令和2年1月17日
日田林工高等学校	令和元年10月11日、10月31日	中津警察署	令和元年11月1日、11月22日

令和二年三月三十一日

大分県報号外(監査公表)

五

佐伯警察署	令和元年11月8日、11月26日
日田警察署	令和元年10月8日、10月31日
宇佐警察署	令和元年10月18日
大分東警察署	令和元年11月18日、12月20日
豊後大野警察署	令和元年12月20日
竹田警察署	令和元年10月25日、11月20日
国東警察署	令和元年11月15日、12月10日
玖珠警察署	令和元年10月2日
豊後高田警察署	令和元年10月24日
大分南警察署	令和元年11月20日、12月12日
杵築日出警察署	令和元年12月24日、令和2年1月22日
臼杵津久見警察署	令和2年1月8日

監査委員公表第652号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 財務監査

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

(2) 事務事業監査

特定の事業における一連の財務事務（平成28年度から平成30年度まで）

なお、令和元年度の対象事業は、次表のとおりである。

課案名	監査対象事業
おおいた創生推進課	ネットワーク・コミュニティ推進事業 (旧くらしの和づくり応援事業、旧里のくらし支援事業)

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成31年4月5日から令和元年12月16日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は、次表のとおりである。

機関名	監査対象機関数
知事部局	16
教育庁及び教育機関	12
警察本部	3
合計	31

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

(1) 財務監査

旅費、その他需用費等事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務はか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

(2) 事務事業監査

一連の財務事務を対象に、その正確性、合規性はもとより、事業の成果等を把握した上で、執行に係る経済性、効率性及び有効性を主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した31機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり4機関において、4件の指摘事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの

② 故意又は重大な過失が認められるもの

③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの (2) 注意事項 是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの ② 過失が認められるもの ③ 事務処理等が適正を欠くもの ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの	1 指摘事項
	監査対象機関 監 査 結 果 (知事部局) 大分県南部振興局 ETCカードや大手町駐車場アプリペイドカードの使用簿について、保管責任者は当該カードの交付及び返納の際には使用簿に確認の押印をしなければならぬが、定期監査以降、数か月にわたり押印がない(ほか、郵券証紙類受払簿については受払いの記載が多数漏れている事例などが認められた。) 大分県西部振興局 (事務事業監査) 里のくらし支援事業により、事業実施主体が補助事業の一部として購入した車両について、事業計画書に記載された使用が確認できない事例が認められた。 (教育庁及び教育機関) 鶴崎工業高等学校 現金出納表について、3～7日分をまとめて記載し、さらに記載事項に誤りがあった事例や、領収書受払簿について、払出後の回覧決裁や年度の繰越処理が行われていない事例が認められた。 大分支援学校 支出事務について、支出命令書の決裁、出納機関の審査がなかつたにも関わらず支払決定を行い支出していた事例など不適正な手続が認められた。
2 注意事項	なし
3 監査の執行状況	監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
県政情報課 (大分県公文書館)	平成31年4月10日
大分県税務所 (豊後大野納税事務所)	令和元年10月23日
大分県東部振興局	令和元年10月23日 (事務事業監査)
大分県中部振興局	令和元年12月10日 (事務事業監査)
大分県南部振興局	令和元年11月7日 (事務事業監査)、11月27日
大分県豊肥振興局	令和元年11月12日 (事務事業監査)
大分県西部振興局	令和元年10月29日 (事務事業監査)
大分県北部振興局	令和元年11月27日 (事務事業監査)
おおいた創生推進課	令和元年10月17日 (事務事業監査)
東部保健所 (地域福祉室)	平成31年4月9日
ここらからの相談支援センター	平成31年4月8日
竹工芸訓練センター	令和元年9月17日
農林水産研究指導センター農業研究部	平成31年4月11日
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	平成31年4月5日
宇佐家畜保健衛生所	平成31年4月5日
国東土木事務所	令和元年12月16日
(教育庁及び教育機関)	
別府教育事務所	平成31年4月9日
大分県立歴史博物館	平成31年4月10日
高田高等学校	令和元年5月29日
別府鶴見丘高等学校	令和元年10月15日
大分上野丘高等学校	令和元年9月10日
大分雄城台高等学校	令和元年9月3日

大分商業高等学校	令和元年9月3日
鶴崎工業高等学校	令和元年5月30日
佐伯豊南高等学校	令和元年5月28日
大分支援学校	令和元年9月10日
佐伯支援学校	平成31年4月18日
日田支援学校	令和元年5月24日
（警察本部）	
交通指導課	平成31年4月11日
大分南警察署	平成31年4月8日
臼杵津久見警察署	令和元年9月20日

監査委員公表第653号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第10項の規定に基づき、令和元年度に実施した定期監査及び臨時監査の結果の報告に添えて意見を提出する。

令和2年3月31日

大分県監査委員 首 藤 博 文 子
 大分県監査委員 長 野 恭 恭 子
 大分県監査委員 三 浦 正 臣
 大分県監査委員 小 嶋 秀 行

令和元年度定期監査及び臨時監査の結果に関する監査意見（年間監査結果報告）

第1 年間監査結果報告の趣旨

令和元年度の定期監査及び臨時監査の結果をとりまとめるとともに、監査意見を提出する。

なお、定期監査の結果については、令和元年12月3日及び令和2年3月31日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

また、臨時監査の結果については、令和2年3月31日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

第2 監査意見

1 定期監査の重点項目

定期監査においては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、

公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより、事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点から、より実効性の上がる監査を実施している。

その手法のひとつとして、過去の監査結果等から事務処理等のクエアレスミスが発生が目立つものや現金の取扱いなどで摘発事項があった場合に資産の保全や財務報告等の信頼性に大きな影響を及ぼす可能性があるものについて、毎年度、重点項目として設定し、支出証拠書類等の会計書類の確認だけでなく、その背景となる内部けん制機能の有効性や担当職員に対する研修等の実施状況など制度の運用等についても検証することとしている。

本年度の重点項目としたのは以下のものである。

(1) 業務委託に係る随意契約の事務手続

業務委託は、本来、県が実施すべき業務について、種々の事情から県が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効率的であるもの、すなわち、特殊な技術や設備等を必要とする、あるいは高度の専門知識を必要とする事務事業、調査、研究などが、その対象となるものである。

この業務委託の契約手続については、競争性、透明性、公平性の確保を図る必要がある。特に、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する随意契約においては、業者選定の理由を明確にすべきである。

また、受託者が業務を第三者に再委託する場合には、委託内容の履行を確実にするため、一括再委託や委託契約の仕様書等で記した「（委託業務の）主たる部分」を契約相手先が第三者に再委託することは排除しなければならない。

そこで、本年度は業務委託に係る随意契約について、平成30年10月1日付け審査第340号「随意契約により委託契約（工事に係る試験、研究、調査、測量、設計及び管理に係るものを除く）をする場合の取扱いについて（通知）」に示されている「随意契約理由書及び業者選定理由書」及び「実施伺」が適切に作成されているか、などの確認を行った。

その結果、委託業務の実施に当たり、なぜ該当業務を委託するのか、その具体的な目的及び必要性（事務の効率化、専門的な知識の活用、経費の削減及び利便性の向上など）の記載が必要となるが、記載内容が不十分なため、書類上では業者選定の理由がわかりにくい所属が一部見受けられた。

また、仕様書等において、委託業務における「主たる部分」が明確にされていないことから、第三者への再委託を含めた業者の選定理由が十分に確認できない事例も見受けられた。

随意契約は一般競争入札を原則とする契約方法の特例であり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合には限られるものである。契約の適正性を確保するとともに説明責任を果たし、県民の負託に応える必要がある。

今後とも、同通知の手続など適切な契約事務手続を遵守し、適正な業務の執行に努められたい。

(2) 通勤手当に係る特別料金等加算

高速道路等を利用して通勤する者で、支給要件に該当する場合には、通常の通勤手当に特別料金として高速道路等の通行料金の5分の4に相当する額を加算して支給することができる。

当該加算については、平成30年度の定期監査において支給要件の確認誤り等による注意事項が9件と多かつたことから、重点項目として全庁的に事務の執行状況について確認を行った。

特別料金等加算を受けるために該当する職員は利用履歴明細等の利用実績に係る書類を集中化所属に提出し、提出を受けた集中化所属では利用要件を確認し、利用要件に達しなかった場合には特別料金等の加算額の調整を行っている。

この利用要件については、「利用回数」と「勤務を要する回数」から判定を行う。そのため集中化所属では出勤状況や旅行内容、利用履歴明細、高速道路の通行止めの実績などとの突合を行い、それぞれの回数を決定するが、対象となる条件が細かく定められているので、制度が分かりにくく、確認に時間を要する。

それに加えて、給与の支給事務の関係で月初めの短期間で事務処理を完了させる必要があるため、該当職員が多い所属では非常に煩雑なものとなっている。

結果として、本年度においても、事務処理自体を行っていない所属や特別料金等の加算額の調整を誤った所属などが見受けられ、4件が注意事項となった。

本事例については、定期監査において再三にわたり指摘等を行っていることから、事務処理を円滑に進めるため、「扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当認定事務取扱要領」や「同質疑応答集」、随時の通知などで周知を図っている。しかしながら、制度自体が複雑であることから、初めて当該業務を担当する職員を中心に理解不足による誤り等が見受けられた。

このことから、異動により担当職員が初めて当該業務を処理することになった場合等、所属の状況に応じた周知や研修を行うなど、再発防止の工夫に努められたい。

また、先に述べたように利用要件の確認が複雑である上に短時間で事務処理を行う必要があることから判断すれば、リスクを回避する点から、制度の抜本的な見直しに

ついても検討を求めたい。

2 財務に関する事務の執行

財務監査において摘発事項があった場合には、会計書類等の確認にとどまらず、その一連の事務手続や内部けん制の運用状況等の確認を行い、事案が発生した理由についての検証を行っている。

また、監査の連続性を担保するため、これらの監査結果等の記録を活用し、翌年度の財務監査で再度検証したり、同様の事務を扱っている所属での事務の執行状況を確認することとしている。

さらに、地方自治体による公共サービスの提供については効率性が発揮しにくい側面があることを踏まえ、事務事業の執行状況や成果などについても適宜確認を行い、事務事業の経済性、効率性及び有効性についても監査を行っている。

住民の福祉の増進を図るために、徴税権を有し税金を取り扱う地方公共団体においては、業務の効率的就効果的な遂行や財務報告等の信頼性の確保、業務に係る法令等の遵守、資産の保全が必須条件といえる。

当然のことながら、以上の条件達成を阻害する重大な要因となりうる、不正経理や収賄、公金の横領はあってはならないことであり、その発生を抑止するためには、いわゆる内部統制制度を整備し適切に運用する必要がある。

不正経理などの発生リスクを根絶するためには職員の倫理観の醸成はもとより、「不正が発生する機会」を限りなく削減させていかなければならない。

本年度の監査において、「不正が発生する機会」の懸念があると判断した以下の財務事務について、適切な対応を求めるものである。

(1) 支出の不適正 [不正経理発生の機会の排除]

事務事業の遂行がより少ない費用で実施できないか、いわゆる予算執行における経済性を確保するためには、契約に当たって最も適した者を相手方として選定することにも、契約内容の完全な履行を求める必要がある。そのためにも、適切な監督及び検査を行わなければならない。

出納員や検査員が適切な職務権限を行使することで、以上の事務手続について適正性が確保されるだけでなく、預け金や一括払、差替え、翌年度納入、前年度納入といったいわゆる不適正支出に対するけん制機能も働くことになる。

しかしながら、一部の所属において、消耗品の購入に際して年度内の納入がなかった分については当該年度の子算執行の対象とせず次年度の子算で執行（「翌年度納入」）したり、支出命令の決裁及び出納機関の審査もなかった支出命令書について支

<p>払決定を行い支出するなど、出納員が職責を果たしていない事例が見受けられた。</p> <p>また、委託契約における仕様書等で定められた契約内容の履行が確認できなかった事例や委託業務の一部取りやめ及び工事に係る完成数量の変更などに際して、口頭の了承のみで適切な変更契約を行っていなかった事例など、検査員が十分な職責を果たしていない所属も見受けられた。これらは、契約内容を確保するための必要な事務手続が軽視されていたとも見なされかねないものである。</p> <p>いわゆる「翌年度納入」は決算の数字にも影響を及ぼしかねない事例でもあり、財務報告等の信頼性の確保からも再発防止を図ること、また、出納員や検査員が自らの職責を理解し、必要な職務権限を行使すること、以上について適切な措置に努めらるたい。</p> <p>(2) 支出の不適正 [補助金の不正請求の機会の排除]</p> <p>県が市町村を通じて事業実施主体に対して補助金を支出する、いわゆる「間接補助事業」においては、事業の完了の確認だけでなく、市町村から事業者に対して支出される補助金の支払実績も確認しなければならない。</p> <p>しかしながら、複数の所属において、市町村から間接補助事業者への支払いを確認せずに市町村に対し補助金を支出した事例が認められた。</p> <p>また、補助事業の履行確認が不十分であったことから、年度未までに履行が完了していなかった経費を含めた額を事業費として額の確定通知を行い、支出していたなど、事業の実績確認が十分になされていない（補助対象経費の特定が不十分な）事例が見えられた。</p> <p>そのほか、補助金交付要綱等により、補助対象経費の算定に際しては消費税を控除することとなっているが、消費税込みの金額を補助対象経費としていた事例が認められた。</p> <p>補助金については、偽造領収書等による水増し請求なども懸念されることから、予算の効率的かつ適正な執行を確保するため、事業実績の確認を徹底する必要がある。</p> <p>そのためにも、審査・指導室の作成した「会計事務テーマ別研修『補助金』」などの資料等を活用し、交付申請、交付決定等の基本的事項や国庫補助事業に係る国の要領等を担当職員が十分に理解して知識不足によるケアレスミスを防ぐ必要がある。</p> <p>また、事業の確認に際しては写真等実績が確認できる資料を添付させる等書類調査の工夫を図るだけでなく、複数の職員による実績確認等の内部けん制や、必要に応じて現地調査を行う等外部に対するけん制機能にも配慮した制度を整備し、補助金の不正請求の機会の排除に努めらるたい。</p>	<p>(3) 財産等の管理の不適正 [不正使用の機会の排除]</p> <p>ETCカードや大手町駐車場のプリペイドカードなどについては、指定された保管責任者が保管庫等により厳重に保管するとともに、職員の使用に際しては使用簿に受領印を徴して使用者に交付し、使用後は速やかに使用状況を記載するなど、適切な保管・管理について手続が示されている。</p> <p>これは、職員の誤った使用や不正使用を防止することにより、資産の保全を図ることを目的としている。</p> <p>しかしながら、複数の所属において、出納簿や使用簿への記載不備など不適正な状況が見受けられた。</p> <p>また、定期監査においてETCカードの出納簿の記載不備等を指摘されていたにもかかわらず、その後の臨時監査において同様の帳票に係る記載不備等の指摘を受けた所属もあった。</p> <p>所属によっては、物品としての適正管理の意識が薄れ、おざなりな管理になっている状況がうかがわれ、管理不備による紛失の発生も懸念されるところである。</p> <p>管理等については、「『物品管理』マニュアル（会計管理局 用度管財課 物品調達班）」などで示されているので、資産の保全を図るための必要な手続の遵守の徹底を図らるたい。</p> <p>3 事務事業監査</p> <p>事務事業監査は、特定の事業を選定し、一連の財務事務を対象に、経済性、効率性及び有効性の観点を重視して実施するものである。</p> <p>本年度は、ネットワーク・コミュニティ推進事業（旧くらしの和づくり応援事業及び旧里のくらし支援事業を含む。）を対象とし、事業が有効に推進されているかを主眼として実施した。</p> <p>(1) ネットワーク・コミュニティ推進事業</p> <p>ネットワーク・コミュニティ推進事業では、そこに住み続けたいという住民の願いをできる限り実現するために、市町村と連携してネットワーク・コミュニティの構築を推進することを目的として、ネットワーク・コミュニティ構築に向けたモデル的な取組を委託事業として実施する「ネットワーク・コミュニティ推進モデル事業（旧くらしの和づくり応援事業）」や、ネットワーク・コミュニティ構築に向けた本格的な取組の初期投資や集落が抱える地域課題解決に向けた取組を補助する「小規模集落等支援事業費補助金（旧里のくらし支援事業費補助金）」等を実施している。</p> <p>事業の実施に当たっては、地域住民の意向調査を十分に行ったうえで、住民ニーズ</p>
--	---

に沿った事業計画を作成することはもとより、当該事業が当初の目的どおり実施されているか、事業実施後も適正に行われているかを確認するなど、フォローアップを丁寧に行うことが必要である。

しかしながら、里のくらし支援事業において、事業実施主体が補助事業の一部として購入した車両について、事業計画書に記載された使用が確認できない事例が認められた。これは、県による補助事業の実施状況の把握や指導が不十分であったことによるものと考えられる。

今後とも、地域課題や地元ニーズを適切に把握するとともに、事業が有効かつ効率的に実施されているかを十分に確認し、必要に応じ事業実施主体に対し適切な指導を行うよう努められたい。

なお、地方創生の取組は本県の重要な柱の一つである。県と市町村が緊密に連携したうえで、地域の声を十分に反映した地域計画の作成や人材確保・人材活用等に対するサポートをはじめとしたネットワーク・コミュニティ推進事業が効果的に実施されるよう、補助事業実施後のきめ細かなフォローを行うなどの取組が望まれる。

第3 定期監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象

平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理とした。

ただし、令和元年9月4日以降に監査を実施した対象機関については、前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月末までの期間における財務に関する事務の執行とした。

(2) 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育庁（教育機関も含む。）及び警察本部の全267監査対象機関について、令和元年5月14日から令和2年2月6日までの期間において実施した。

部局ごとの監査対象機関数は次表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	136
議会事務局	1
人事委員会事務局	1
労働委員会事務局	1

監査事務局	1
企業局	1
病院局	1
教育庁及び教育機関	80
警察本部	45
合 計	267

(3) 監査の実施方法

監査対象機関に対し、実地監査226機関、書面監査41機関を次の方法により実施した。

ア 実地監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関の長から事務事業の執行状況等を聴取するとともに、関係書類等の調査、照合及び質疑又は意見交換等の方法により実施した。

また、必要に応じて現地調査等を実施した。

イ 書面監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査調書等の監査資料に基づき実施した。

(4) 監査の方針

ア 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより、事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

イ 監査の重点項目

リスクが大きいもの、是正効果の大きいもの、経済性、効率性等の観点から必要なものの中から横断的な検証を要するものについて重点項目を設定し、監査を実施した。

(ア) 契約事務

○業務委託に係る随意契約の事務手続
業務委託に係る随意契約の契約事務が適正に行われているか。

(イ) 支出事務

○通勤手当に係る特別料金等加算
高速道路を利用する際の特別料金等加算事務が適正に行われているか。

2 監査の結果

(1) 令和元年度の監査結果の概要

監査を実施した267機関のうち、48機関において、17件の指摘事項及び47件の注意事項があった。

その他の219機関においては、指摘事項及び注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に執行されたものと認められた。

部署ごとの監査対象機関数及び監査結果の一覧は、次表のとおりである。なお、指摘事項及び注意事項の区分は以下のとおりである。

ア 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

イ 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

〈部署ごとの指摘事項及び注意事項の件数（監査結果の処理区分別に表示）〉

	総務部	企画振興部	福祉保健部	生活環境部
監査対象機関数	21	10	21	14
指摘事項（小計）	0	0	5	1
予算執行				
収入事務			1	
支出事務			3	
契約事務			1	1
工事の執行				

	商工観光 労働部	農林水産部	土木建築部	会計管理局
監査対象機関数	14	29	25	2
指摘事項（小計）	0	1	1	0
予算執行				
収入事務				
支出事務		1		
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
合計	5	1	8	4
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	5	1	3	3
予算執行				
収入事務			1	
支出事務		1		1
契約事務				
工事の執行	1			
財産管理	4		2	2
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				

許認可事務				
事務事業の執行			1	
その他				
注意事項(小計)	1	4	10	0
予算執行				
収入事務				
支出事務	1	1	5	
契約事務		1		
工事の執行				
財産管理		2	5	
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	1	5	11	0
監査対象機関数	1	1	1	1
指摘事項(小計)	0	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				

その他				
注意事項(小計)	0	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行			1	
その他				
注意事項(小計)	3	2	14	1
企業局	1	1	80	45
病院局	1	0	8	0
教育庁及び 教育機関			2	
収入事務			1	
支出事務			2	
契約事務			2	
工事の執行			2	
財産管理	1			
許認可事務				
事務事業の執行			1	
その他				
注意事項(小計)	3	2	14	1
合計	0	0	0	0

令和二年三月三十一日

大分県報号外(監査公表)

予算執行		2	
収入事務	3	1	
支出事務		4	1
契約事務		5	
工事の執行			
財産管理		2	1
許認可事務			
事務事業の執行		1	
その他			
合計	4	22	1

<table border="1"> <tr> <td>工事の執行</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>財産管理</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>許認可事務</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事務事業の執行</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64</td> </tr> </table>	工事の執行	1	財産管理	18	許認可事務	0	事務事業の執行	1	その他	0	合計	64	
工事の執行	1												
財産管理	18												
許認可事務	0												
事務事業の執行	1												
その他	0												
合計	64												
(2) 指摘事項													
6 部局において17件の指摘事項があった。													
監査対象機関	監 査 結 果												
(知事部局・福祉保健部)													
医療政策課	小児救急医療対策事業費補助金（概算払）について、2か年度続けて額の確定が補助金交付要綱に定められた実績報告書の提出期限から6か月以上経過して行われているほか、間接補助事業者への支出書類に不備があるため事業の完了が確認できないにもかかわらず額の確定を行っている事例が確認された。												
高齢者福祉課	災害医療体制整備推進事業費補助金（精算払）について、補助金交付要綱に定められた検査調査等が全ての補助事業者から提出されていないにもかかわらず、額の確定及び支払いを行っている事例が確認された。												
南部保健所	複数事業所連携研修事業コードイネート業務委託について、委託業務の実績の確認がなされていない事例が認められた。												
(知事部局・生活環境部)	収入事務について、釣銭資金整理簿を作成していなかったこと、また、処置票領収書の使用枚数、書損枚数、不用枚数などを確認していなかったことから行方不明のものが1枚あったことなど、不適正な現金出納事務が認められた。												
循環社会推進課	産業廃棄物処理業者施設管理システム開発委託について、履行確認が不十分であったため業務に支障が生じ、改修を別の委託契約において実施している事例が認められた。												

(知事部局・農林水産部)		
水産振興課	大分県漁業マスター制度事業費補助事業について、補助事業の履行確認が不十分であったため、年度末までに履行が完了していないものに係る費用を含めて額の確定通知を行い、補助金の精算処理をしている事例が認められた。	もかかわらず、履歴書の提出のない者がスクールバスを運転し物損事故を起している事例などが認められた。
(知事部局・土木建築部)		
施設整備課	会計書類の保管について、平成29年度定期監査において注意事項とされているが、措置状況のとおりには事務事業が行われている状況が確認できず、適切な保管がなされていない事例が認められた。	現金出納事務について、現金の受入れの遅れや月を越しての収納など、現金にかかる不適正な取扱いが多数認められた。 給食施設に係る消耗品について、平成30年度に発注していたにもかかわらず支出を次年度予算で行っていたほか、支出負担行為を行わずに発注し納品を受けるなどの事例が認められた。 生産製作品の事務処理について、生産製作品調査・生産製作品出納簿が作成されていないなど、大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領に基づき手続が執られていない事例が認められた。
(企業局)		
企業局	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	
(教育庁及び教育機関)		
教育財務課	県立学校統合ファイルサーバーシステム賃借契約について、「地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令」の適用対象であるにもかかわらず、必要な手続が行われていなかった事例が認められた。	
日田教育事務所	臨時講師等に係る雇用保険被保険者資格取得・喪失届等について、過年度から当該文書を公共職業安定所へ提出するための起案文書が作成されておらず、公印規程等で定められた公印取扱主任者も当該事実を確認することなく公印の使用を承認していた事例が多数認められた。	
玖珠美山高等学校	高等学校の水道使用量について、役場から「異常水量のお知らせ」の通知が毎月学校に届いていたにもかかわらず、早期に掘削調査等の適切な措置を講じなかった結果、水道使用料が対前年同期に比べ過大となっている事例が認められた。	
中津北高等学校	学校環境整備委託業務について、学校私費会計取扱要領には「学校運営に関する経費で、学校共通の標準的な水準の維持に必要な経費は公費負担とする。」と定めているにもかかわらず、経費の一部を私費会計で負担することが常態化している事例が認められた。	
宇佐支援学校	スクールバス運行委託について、運行要領第4条に運転手等を選任したときは履歴書を学校長に提出するように定められているに	

大分支援学校	もかかわらず、履歴書の提出のない者がスクールバスを運転し物損事故を起している事例などが認められた。
	現金出納事務について、現金の受入れの遅れや月を越しての収納など、現金にかかる不適正な取扱いが多数認められた。 給食施設に係る消耗品について、平成30年度に発注していたにもかかわらず支出を次年度予算で行っていたほか、支出負担行為を行わずに発注し納品を受けるなどの事例が認められた。 生産製作品の事務処理について、生産製作品調査・生産製作品出納簿が作成されていないなど、大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領に基づき手続が執られていない事例が認められた。

- (3) 注意事項
掲載を省略する。(公表済)
- (4) 監査の重点項目
監査結果は以下のとおりである。
- ア 契約事務
○業務委託に係る随意契約の事務手続
- (ア) 指摘事項 0件
(イ) 注意事項 0件
- イ 支出事務
○通勤手当に係る特別料金等加算
- (ア) 指摘事項 0件
(イ) 注意事項 4件
- 第4 臨時監査の結果
- 1 監査の概要
- (1) 監査の対象
ア 財務監査
- 監査日の属する月の前々月末までの6か月における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの
- イ 事務事業監査
特定の事業における一連の財務事務(平成28年度から平成30年度まで)
なお、令和元年度の対象事業は、次表のとおりである。
- | | |
|-----|--------|
| 課室名 | 監査対象事業 |
|-----|--------|

おおいた創生推進課	ネットワーク・コミュニケーション推進事業 (旧 ぐらしの和づくり応援事業) (旧 里のぐらし支援事業)
-----------	---

(2) 監査の実施
知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成31年4月5日から令和元年12月16日までの期間において実施した。
監査対象機関の内訳は、表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	16
教育庁及び教育機関	12
警察本部	3
合計	31

(3) 監査の主眼
ア 財務監査
旅費、その他需用費等事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務はほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

イ 事務事業監査
一連の財務事務を対象に、その正確性、合規性はもとより、事業の成果等を把握した上で、執行にかかる経済性、効率性及び有効性を主眼として実施した。

2 監査の結果
監査を実施した31機関の財務に関する事務の執行について、次表に示すとおり4機関において、4件の指摘事項があった。
その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。
なお、指摘事項及び注意事項の区分は以下のとおりである。

- ア 指摘事項
是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの
① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
② 故意又は重大な過失が認められるもの
③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの

④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの
イ 注意事項
是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの
① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
② 過失が認められるもの
③ 事務処理等が適正を欠くもの
④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(1) 指摘事項

4機関において4件の指摘事項があった。

監査対象機関	監査結果
(知事部局) 南部振興局	ETCカードや大手町駐車場グリッドカードの使用簿について、保管責任者は当該カードの交付及び返納の際には使用簿に確認の押印をしなければならぬが、定期監査以降、数か月にかたがたり押印がないほか、郵券証紙類受払簿については受払いの記載が多数漏れている事例などが認められた。
西部振興局	(事務事業監査) 里のぐらし支援事業により、事業実施主体が補助事業の一部として購入した車両について、事業計画書に記載された使用が確認できない事例が認められた。
(教育庁及び教育機関) 鶴崎工業高等学校	現金出納表について、3～7日分をまとめて記載し、さらに記載事項に誤りがあった事例や、領収書受払簿について、払出後の回覧決裁や年度の繰越処理が行われていない事例が認められた。
大分支援学校	支出事務について、支出命令書の決裁、出納機関の審査がなかったにも関わらず支払決定を行っていた事例など不適正な手続が認められた。

(2) 注意事項
なし

監査委員公表第654号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政的援助団

体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 三 浦 正 臣
大分県監査委員 小 嶋 秀 行

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 監査の種類 財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象

ア 対象団体等

補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの並びに出資しているもので政令で定めるもの、借入金の元金又は利子を保証しているもの、受益権を有する信託で政令で定めるもの及び公の施設の管理を行わせているもの

イ 対象事務等

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の実施

(1) 実施の期間 令和元年9月11日から令和2年1月20日まで

(2) 実施の団体 47団体(実数)

ア 財政的援助を与えているもの

イ 出資しているもので政令で定めるもの

ウ 借入金の元金又は利子を保証しているもの

エ 受益権を有する信託で政令で定めるもの

オ 公の施設の管理を行わせているもの

(3) 実地監査の実施状況

実地監査を実施した監査対象団体名(関係所属)、財政的援助等の種類及び実地監査実施年月日は、次に掲げるとおりである。

対象団体名(関係所属)	公益財団法人大分県自治人材育成センター(総務部人事課)
財政的援助に係るもの	平成30年度「大分県自治人材育成センター」の業務に要する経費の負担方法等に関する協定」に基づく負担金

出資に係るもの 公益財団法人大分県自治人材育成センターに係る出資

実地監査実施年月日 令和2年1月9日

対象団体名(関係所属) 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学(企画振興部政策企画課)

財政的援助に係るもの 平成30年度公立大学法人運営費交付金
平成30年度公立大学法人施設整備事業費補助金

出資に係るもの 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学に係る出資

実地監査実施年月日 令和元年10月23日～25日

対象団体名(関係所属) 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団(企画振興部芸術文化スポーツ振興課)

財政的援助に係るもの 平成30年度大分県芸術文化ゾーン拠点創出事業費補助金
平成30年度アーツ・コンソーシアム大分構築事業費補助金

出資に係るもの 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団に係る出資

施設の管理に係るもの 大分県立総合文化センターの管理

実地監査実施年月日 令和元年12月4日～5日、令和2年1月23日

対象団体名(関係所属) 大分航空ターミナル株式会社(企画振興部交通政策課)

出資に係るもの 大分航空ターミナル株式会社に係る出資

実地監査実施年月日 令和元年11月22日

対象団体名(関係所属) 公立大学法人大分県立看護科学大学(福祉保健部医療政策課)

財政的援助に係るもの 平成30年度公立大学法人運営費交付金
平成29年度公立大学法人施設整備事業費補助金
平成30年度公立大学法人施設整備事業費補助金

出資に係るもの 公立大学法人大分県立看護科学大学に係る出資

実地監査実施年月日 令和元年10月8日～10日、令和2年1月23日

対象団体名(関係所属) 大分ブライアントクリエイト株式会社(商工観光労働部商業・サービス振興課)

出資に係るもの 大分ブライアントクリエイト株式会社に係る出資

実地監査実施年月日	令和元年10月2日		
対象団体名（関係所属）	公益社団法人大分県農業農村振興公社（農林水産部農地活用・集落営農課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県農地集積・集約化対策事業費補助金 平成30年度草地畜産基盤整備事業費補助金 平成30年度大分県農業経営総合対策事業費補助金 平成30年度大分県農業次世代人材投資事業費補助金 平成30年度大分県農業生産基盤強化推進事業費補助金 平成30年度次世代を担う園芸産地整備事業費補助金 平成30年度大分県木材振興流通対策事業費補助金 就農支援資金大分県貸付金 担い手支援資金の融通に関する損失補償		
出資に係るもの	公益社団法人大分県農業農村振興公社に係る出資		
施設の管理に係るもの	大分県農業文化公園の管理 大分県都市農村交流研修館の管理		
実地監査実施年月日	令和元年11月6日～8日、令和2年1月16日		
対象団体名（関係所属）	公益社団法人大分県畜産協会（農林水産部畜産振興課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県肉豚豚価格安定対策事業費補助金 平成30年度大分県肉用牛肥育経営安定対策事業費補助金 平成30年度自衛防衛強化総合対策事業費補助金 平成30年度死亡牛適正処理促進事業費補助金 平成30年度大分県獣医師確保対策事業費補助金		
出資に係るもの	公益社団法人大分県畜産協会に係る出資		
実地監査実施年月日	令和元年10月31日		
対象団体名（関係所属）	公益社団法人大分県漁業公社（農林水産部水産振興課）		
出資に係るもの	公益社団法人大分県漁業公社に係る出資		
実地監査実施年月日	令和元年11月21日		
対象団体名（関係所属）	大分県土地開発公社（土木建築部用地対策課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県工場用地等特別対策事業費補助金 平成30年度大分県工業団地開発整備費補助金 大分北部中核工業団地造成事業資金貸付金 玖珠工業団地造成事業資金貸付金		
出資に係るもの	大分県土地開発公社に係る出資		
実地監査実施年月日	令和元年12月17日～18日、令和2年1月16日		
対象団体名（関係所属）	大分県住宅供給公社（土木建築部建築住宅課）		
財政的援助に係るもの	大分県住宅供給公社に係る出資		
実地監査実施年月日	令和元年12月17日～18日、令和2年1月16日		
対象団体名（関係所属）	フタバビルス・プランニング大分共同事業体（土木建築部公園・生活排水課）		
財政的援助に係るもの	大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館の管理		
実地監査実施年月日	令和元年11月12日		
対象団体名（関係所属）	株式会社大宣（土木建築部公園・生活排水課）		
施設の管理に係るもの	大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の管理		
実地監査実施年月日	令和元年11月13日		
対象団体名（関係所属）	大分県商工会連合会（商工観光労働部商工観光労働企画課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度小規模事業経営支援事業費補助金		
実地監査実施年月日	令和元年11月18日～20日		
対象団体名（関係所属）	臼杵商工会議所（商工観光労働部商工観光労働企画課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度小規模事業経営支援事業費補助金		
実地監査実施年月日	令和元年12月12日		
対象団体名（関係所属）	日田商工会議所（商工観光労働部商工観光労働企画課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度小規模事業経営支援事業費補助金		
実地監査実施年月日	令和元年12月10日		
対象団体名（関係所属）	学校法人大分高等学校（生活環境部私学振興・青少年課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県私立学校運営費補助金 平成30年度大分県私立高等学校授業料減免補助金 平成30年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金		

		平成30年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金 平成30年度大分県私立小中学校授業料支援事業費補助金 平成30年度大分県私立学校ICT教育環境整備費補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年9月17日～18日			
	対象団体名 (関係所属)	学校法人後藤学園 (生活環境部私学振興・青少年課)			
	財政的援助に係るもの	平成30年度大分県私立学校運営費補助金 平成30年度大分県私立高等学校授業料減免補助金 平成30年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金 平成30年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金 平成30年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金 平成30年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金 平成30年度大分県私立幼稚園等特別支援教育経費等補助金 平成30年度大分県私立幼稚園等特別支援教育経費等補助金 平成30年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金 平成30年度大分県私立幼稚園施設整備費補助金 平成30年度大分県私立専修学校広報活動推進事業費補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年9月24日～25日			
	対象団体名 (関係所属)	学校法人溝部学園 (生活環境部私学振興・青少年課)			
	財政的援助に係るもの	平成30年度大分県私立学校運営費補助金 平成30年度大分県私立高等学校授業料減免補助金 平成30年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金 平成30年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金 平成30年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金 平成30年度大分県私立学校ICT教育環境整備費補助金 平成30年度結核健康診断費補助金 平成30年度福祉・介護人材確保対策研修事業費補助金 平成30年度大分県幼稚園等特別支援教育経費等補助金 平成30年度大分県教育の質の向上のための緊急環境整備事業費補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年9月24日			
	対象団体名 (関係所属)	学校法人別府サレジオ学園 (福祉保健部子ども未来課)			
	財政的援助に係るもの	平成30年度大分県私立幼稚園運営費補助金 平成30年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金 平成30年度大分県教育の質の向上のための緊急環境整備事業費補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年9月20日			
	対象団体名 (関係所属)	学校法人明照幼稚園 (福祉保健部子ども未来課)			
	財政的援助に係るもの	平成30年度大分県私立幼稚園運営費補助金 平成30年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金 平成30年度大分県教育の質の向上のための緊急環境整備事業費補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年9月19日			
	対象団体名 (関係所属)	学校法人牧野学園 (福祉保健部子ども未来課)			
	財政的援助に係るもの	平成30年度大分県私立幼稚園運営費補助金 平成30年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年10月24日			
	対象団体名 (関係所属)	社会福祉法人白鳳会 (福祉保健部高齢者福祉課)			
	財政的援助に係るもの	平成30年度経費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年10月16日			
	対象団体名 (関係所属)	社会福祉法人千寿会 (福祉保健部高齢者福祉課)			
	財政的援助に係るもの	平成30年度経費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年10月17日			
	対象団体名 (関係所属)	社会福祉法人みづほ育成会 (福祉保健部障害福祉課)			
	財政的援助に係るもの	平成30年度社会福祉施設整備事業費補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年10月16日			
	対象団体名 (関係所属)	社会福祉法人紫雲会 (福祉保健部高齢者福祉課)			
	財政的援助に係るもの	平成29年度老人福祉施設整備事業費補助金			
	実地監査実施年月日	令和元年10月17日			
	対象団体名 (関係所属)	豊後高田市海の幸6次産業化推進協議会 (企画振興部おおいいた創生推進課)			
	財政的援助に係るもの	平成30年度大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金			

実地監査実施年月日	令和元年10月3日		九州の東の玄関口としての拠点化推進事業負担金 国際航空路線拡充・定着化促進事業負担金
対象団体名（関係所属）	周防灘フェリー株式会社（企画振興部おおいた創生推進課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金 平成30年度大分県木材振興流通対策事業費補助金 平成30年度大分県フェリー航路利用促進事業費補助金	対象団体名（関係所属）	第33回国民文化祭大分県実行委員会、第18回全国障害者芸術・文化祭実行委員会（企画振興部芸術文化スポーツ振興課）
実地監査実施年月日	令和元年10月29日	財政的援助に係るもの	国民文化祭大分県実行委員会大分県負担金（予備費） 国民文化祭大分県実行委員会大分県負担金（予備費） 全国障害者芸術・文化祭実行委員会大分県負担金
対象団体名（関係所属）	OITAサイクルフェス実行委員会（企画振興部おおいた創生推進課）	実地監査実施年月日	令和2年1月20日
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金	対象団体名（関係所属）	一般社団法人大分県バス協会（企画振興部交通政策課）
実地監査実施年月日	令和元年10月15日	財政的援助に係るもの	平成30年度運輸事業振興助成補助金
対象団体名（関係所属）	一般社団法人佐伯市観光協会（企画振興部おおいた創生推進課）	実地監査実施年月日	令和元年9月26日
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金	対象団体名（関係所属）	一般社団法人竹田市医師会（福祉保健部医療政策課）
実地監査実施年月日	令和元年9月17日	財政的援助に係るもの	平成30年度看護師等養成所運営事業費補助金 平成30年度へき地医療拠点病院運営費補助金
対象団体名（関係所属）	有限会社清川ふるさと物産館夢市場（企画振興部おおいた創生推進課）	実地監査実施年月日	令和元年12月3日
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金	対象団体名（関係所属）	国立大学法人大分大学 医学部附属病院（福祉保健部医療政策課）
実地監査実施年月日	令和元年9月11日	財政的援助に係るもの	平成30年度高度救命救急センター運営事業費補助金 平成30年度トクターへリ導入促進事業費補助金 平成30年度新人看護職員卒後研修事業費補助金 平成30年度大分県産科医等確保支援事業費補助金 平成30年度実践的手術手技向上研修実施機関整備事業費補助金 平成30年度国立大学法人大分大学臨床医工学センター運営費補助金 平成30年度大分県新生児担当医師確保支援事業費補助金 平成30年度大分県周産期母子医療センター運営事業費補助金
対象団体名（関係所属）	社会福祉法人大喜福祉会（企画振興部おおいた創生推進課）	実地監査実施年月日	令和2年1月10日
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金	対象団体名（関係所属）	公益社団法人別府湾をきれいにする会（生活環境部循環社
実地監査実施年月日	令和元年9月12日		
対象団体名（関係所属）	宇佐国東半島を巡る会（企画振興部おおいた創生推進課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金		
実地監査実施年月日	令和元年10月15日		
対象団体名（関係所属）	大分空港利用促進期成会（企画振興部おおいた創生推進課）		
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金		

	会推進課)
財政的援助に係るもの	平成30年度公益社団法人別府湾をきれいにする会運営負担金
実地監査実施年月日	令和元年12月3日
対象団体名 (関係所属)	大分県医療ロボット・機器産業協議会 (商工観光労働部新産業振興室)
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県医療ロボット・機器産業協議会負担金
実地監査実施年月日	令和元年12月24日
対象団体名 (関係所属)	大分県職業能力開発協会 (商工観光労働部雇用労働政策課)
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県職業能力開発協会費補助金
実地監査実施年月日	令和元年12月20日
対象団体名 (関係所属)	世界温泉地サミット実行委員会 (商工観光労働部観光局観光誘致促進室)
財政的援助に係るもの	平成30年度世界温泉地サミット実行委員会大分県負担金
実地監査実施年月日	令和2年1月15日
対象団体名 (関係所属)	大分県森林組合連合会 (農林水産部林務管理課)
財政的援助に係るもの	森林組合事業活性化対策事業資金貸付金 森林組合振興対策資金貸付金
実地監査実施年月日	令和元年11月14日
対象団体名 (関係所属)	東国東郡森林組合 (農林水産部林務管理課)
財政的援助に係るもの	平成29年度大分県林業専用道 (規格相当) 整備事業費補助金 平成29年度力強い林業事業体育成事業費補助金 平成29年度大分県森林作業道整備事業費補助金 平成29年度大分県間伐材等安定供給推進事業費補助金 平成29年度大分県造林事業補助金 平成30年度大分県造林事業補助金 平成30年度大分県林業担い手対策関係事業 (蜂毒抗体検査事業) 費補助金
実地監査実施年月日	令和元年11月27日

対象団体名 (関係所属)	日田郡森林組合 (農林水産部林務管理課)
財政的援助に係るもの	平成29年度大分県森林作業道整備事業費補助金 平成29年度大分県間伐材等安定供給推進事業費補助金 平成29年度大分県林業専用道 (規格相当) 整備事業費補助金 平成30年度大分県林業専用道 (規格相当) 整備事業費補助金 平成30年度大分県造林事業補助金 平成30年度大分県林業担い手対策関係事業 (蜂毒抗体検査事業) 費補助金 平成30年度大分県木材振興流通対策事業 (原木中間集積地整備事業) 費補助金 平成30年度大分県一貫作業システム導入支援事業費補助金
実地監査実施年月日	令和元年11月26日
対象団体名 (関係所属)	大分県ポータルセールズ実行委員会 (土木建築部港湾課)
財政的援助に係るもの	平成30年度大分県ポータルセールズ実行委員会負担金
実地監査実施年月日	令和元年11月15日
対象団体名 (関係所属)	三井住友信託銀行株式会社 (商工観光労働部商工観光労働企画課)
受益権を有する信託に係るもの	県有地の信託
実地監査実施年月日	令和元年10月3日

3 監査の主眼

財政的援助を与えているものの資金収支に着目した監査を行うほか、次の事項について重点的に監査した。

- (1) 出資しているもの 運営に対する県の関与状況
- (2) 補助金等を交付しているもの 補助事業等の適正執行及び効果
- (3) 公の施設の管理を行わせているもの 基本協定の履行状況及び県の関与状況
- 4 その他

(1) 実地監査の概要
財政的援助団体等監査における実地監査は、監査対象団体等の事務所又は出納その他の事務の執行に関する書類等が保管されている場所において、当該監査実施場所に残存する対象団体等の作成又は保存している関係書類等のうち、財政的援助等に関する

書類の一部を抽出することにより、財政的援助等に係る執行の事実を確認する方法により実施した。
 (2) 監査結果の概要
 監査の結果に記載された指摘事項及び注意事項の区分は、次に掲げるところによる。

ア 指摘事項

違法（財政的援助等に係る条件等及び対象団体等の内部基準に違反する事項を含む。）又は不当な事項でその程度が重大なもの、故意又は重大な過失が認められるもの、事務処理等が著しく適正を欠くもの

イ 注意事項

違法又は不当な事項でその程度が比較的軽微なもの、過失が認められるもの、事務処理等が適正を欠くもの

第2 監査の結果

監査委員の監査の結果は、次に掲げるとおりである。

対象団体等	公益財団法人大分県自治人材育成センター（総務部人事課）
監査結果	（注意事項） パソコンの賃貸借契約において、契約書に定める再委託の承認手続が行われておらず、かつ、仕様書に規定する業務内容（消去または破壊作業完了後の報告等）が長期間履行されていない事例が認められた。
対象団体等	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（企画振興部政策企画課）
監査結果	（指摘事項） 公開講座（オープンカレッジ）の受講料収入の一部について、受領した現金を担当教員が長期間保管し、現金出納簿も作成していなかった事例、及び年度内に受領した現金が決算時に未収金として処理されていた事例が認められた。 （注意事項） 任意団体に対して事務所の一部を使用させているが、目的外使用許可及び財産使用料徴収等の事務処理が長期間にわたり行われていない事例が認められた。 （注意事項） 貸借対照表における有形固定資産の図書の計上額において正確性を欠く事例が認められた。
対象団体等	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団（企画振興部芸術文化スポーツ振興課）

監査結果	（注意事項） 大分県立総合文化センター及び大分県立美術館の指定管理業務に係る委託料の精算において、事業費に計上した光熱水費に他団体が負担した経費が含まれており、精算に伴う返還額が過少となっている事例が認められた。
対象団体等	大分航空ターミナル株式会社（企画振興部交通政策課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	公立大学法人大分県立看護科学大学（福祉保健部医療政策課）
監査結果	（注意事項） 職員の給与支給に関して、諸手当の支給額に過不足が生じている事例が認められるとともに、臨時助手の給与支給に関して、欠勤並びに週休日及び祝日の勤務に係る処理を誤っている事例が認められた。
対象団体等	大分フランクリエイト株式会社（商工観光労働部商業・サービス業振興課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	公益社団法人大分県農業農村振興公社（農林水産部農地活用・集落営農課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	公益社団法人大分県畜産協会（農林水産部畜産振興課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	公益社団法人大分県漁業公社（農林水産部水産振興課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	大分県土地開発公社（土木建築部用地対策課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	大分県住宅供給公社（土木建築部建築住宅課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	フアビルス・プランニング大分共同事業体（土木建築部公園・生活排水課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	株式会社大宣（土木建築部公園・生活排水課）

監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	対象団体等	社会福祉法人紫雲会 (福祉保健部高齢者福祉課)
対象団体等	大分県商工会連合会 (商工観光労働部商工観光労働企画課)	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	対象団体等	豊後高田市海の幸6次産業化推進協議会 (企画振興部おおいいた創生推進課)
対象団体等	臼杵商工会議所 (商工観光労働部商工観光労働企画課)	監査結果	(注意事項) 大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金について、補助対象経費に、年度内に使用されず、かつ売上等によって回収される見込みのある原材料及び副資材の経費が含まれていた事例が認められた。 (注意事項) 大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金による備品購入について、振興局と協議することなく見積合せにより業者を決定し、交付決定通知を受ける前に発注していた事例が認められた。
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	対象団体等	周防灘フエリー株式会社 (企画振興部おおいいた創生推進課)
対象団体等	学校法人大分高等学校 (生活環境部私学振興・青少年課)	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	対象団体等	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人後藤学園 (生活環境部私学振興・青少年課)	対象団体等	OITAサイクルフェス実行委員会 (企画振興部おおいいた創生推進課)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人溝部学園 (生活環境部私学振興・青少年課)	対象団体等	一般社団法人佐伯市観光協会 (企画振興部おおいいた創生推進課)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	(指摘事項) 大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金において、事業の一部を委託により実施しているが、仕様書に規定する業務内容 (効果測定及び分析) が履行されていないにもかかわらず検収を行っている事例が認められた。
対象団体等	学校法人別府サレジオ学園 (福祉保健部子ども未来課)	対象団体等	有有限会社清川ふるさと物産館夢市場 (企画振興部おおいいた創生推進課)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人明照幼稚園 (福祉保健部子ども未来課)	対象団体等	社会福祉法人大喜福祉会 (企画振興部おおいいた創生推進課)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人牧野学園 (福祉保健部子ども未来課)	対象団体等	宇佐国東半島を巡る会 (企画振興部おおいいた創生推進課)
監査結果	(注意事項) 私立学校運営費補助金 (大分県私立幼稚園運営費補助金) の長期休業日預かり保育において、本補助金実績報告書を元に補助金が交付されていたが、当該実績報告書の根拠資料に著しい不備が認められた。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	社会福祉法人白鳳会 (福祉保健部高齢者福祉課)	対象団体等	大分空港利用促進期成会 (企画振興部おおいいた創生推進課)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	社会福祉法人千寿会 (福祉保健部高齢者福祉課)	対象団体等	
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	
対象団体等	社会福祉法人みづほ育成会 (福祉保健部障害福祉課)	監査結果	
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	

対象団体等	第33回国民文化祭大分県実行委員会、第18回全国障害者芸術・文化祭実行委員会（企画振興部芸術文化スポーツ振興課）	対象団体等	東国東郡森林組合（農林水産部林務管理課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	一般社団法人大分県バス協会（企画振興部交通政策課）	対象団体等	日田郡森林組合（農林水産部林務管理課）
監査結果	（指摘事項） 平成30年度大分県運輸事業振興助成補助金について、要綱において定めることとされている交付申請の時期を定めておらず、緊急を要する等相当の理由が無いにもかかわらず、過年度から交付決定前の事業着手が恒常化している事例が認められた。	監査結果	（注意事項） 大分県木材振興流通対策事業費補助金に係る一般競争入札において、定められた公告の方法を実施しておらず、かつ、予定価格を定めないうまま落札者を決定していた事例が認められた。
対象団体等	一般社団法人竹田市医師会（福祉保健部医療政策課）	対象団体等	大分県ポータルセールス実行委員会（土木建築部港湾課）
監査結果	（注意事項） へき地医療拠点病院運営費補助金について、事業費の積算を誤ったために、実績報告書の実績調書の金額が誤って報告されている事例が認められた。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	国立大学法人大分大学 医学部附属病院（福祉保健部医療政策課）	対象団体等	三井住友信託銀行株式会社（商工観光労働部商工観光企画課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	公益社団法人別府湾をきれいにする会（生活環境部循環社会推進課）		
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。		
対象団体等	大分県医療ロボット・機器産業協議会（商工観光労働部新産業振興室）		
監査結果	（指摘事項） 平成30年度大分県医療ロボット・機器産業協議会負担金に係る医療関連展示会等出展支援事業において、補助対象外の経費に対して補助金が交付されており、かつ、支出証拠書類が事業実施を証するものではない事例が認められた。		
対象団体等	大分県職業能力開発協会（商工観光労働部雇用労働政策課）		
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。		
対象団体等	世界温泉地サミット実行委員会（商工観光労働部観光局観光誘致促進室）		
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。		
対象団体等	大分県森林組合連合会（農林水産部林務管理課）		
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。		